

障害者政策委員会 第4小委員会（第3回）

資料一覧

資料1	論点に関する厚生労働省資料・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料2	論点に関する委員意見・・・・・・・・・・・・・・・・	27

障害児支援について

平成24年11月26日

厚生労働省

1. 障害児支援の強化

平成 24 年 4 月に改正児童福祉法等が施行され、障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるよう障害児施設の一元化や、障害児通所支援の実施主体の市町村への移行等を図ったところ。主なポイントは次の 4 点。

(1) 障害児施設の一元化

従来の障害種別で分かれていた障害児施設を、通所による支援は「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援は「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化。

(2) 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

障害児通所支援の実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと障害児通所支援の一体的な提供が可能。

(3) 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象とした支援を創設し、放課後の支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問支援を創設。

(4) 在園期間の延長措置の見直し

18 歳以上の障害児施設入所者に対し障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

2. 障害児施設・事業の一元化

障害児支援の強化を図るため、平成24年4月より従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」及び「障害児入所支援」に一元化を図った。

(1) 障害児通所支援

【実施主体：市町村】

- 障害児通所支援は、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援をいう。(児童福祉法第6条の2第1項)
- 旧知的障害児通園施設、旧難聴幼児通園施設、旧肢体不自由児通園施設(すべて児童福祉法に基づく。)、旧児童デイサービス(障害者自立支援法)及び旧重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)を「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」に再編するとともに、新たな制度として「保育所等訪問支援」を創設した。

(2) 障害児入所支援

【実施主体：都道府県、指定都市、児童相談所設置市】

- 障害児入所支援は、障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に対し行われる治療をいう。(児童福祉法第7条第2項)
- 障害児入所施設は、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設。
- 旧知的障害児施設、旧第二種自閉症児施設、旧盲児施設、旧ろうあ児施設、旧肢体不自由児療護施設、旧第一種自閉症児施設、旧肢体不自由児施設、旧重症心身障害児施設(すべて児童福祉法に基づく。)を「福祉型障害児入所施設」及び「医療型障害児入所施設」に一元化。

3. 障害児通所支援（児童発達支援）

(1) 概要

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。医療型児童発達支援では、このほか治療を行う。

(2) 対象者

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）であって、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる障害児。

・手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。

(3) 支援の内容

① 児童発達支援

障害児につき、児童発達支援センター等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。（児童福祉法第6条の2第2項）

② 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童につき、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に通わせ、児童発達支援及び治療を行う。（児童福祉法第6条の2第3項）

(4) 地域支援体制の強化

- 障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供する。

① **児童発達支援センター（医療型児童発達支援センターを含む）**

- 児童福祉施設として位置づけられ、通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として以下の地域支援を実施する。

- (a) 地域にいる障害児や家族への支援。
- (b) 地域の障害児を預かる施設に対する支援。

- 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化。

② **児童発達支援事業所**

- 身近な療育の場として、専ら通所による障害児に対する支援を行う。

(5) 事業所数

児童発達支援：1,923 事業所

医療型児童発達支援： 110 事業所

出典：国保連データ速報値（平成24年6月サービス提供分）

※ 児童発達支援は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の合計数

※ 児童発達支援及び医療型児童発達支援は、国保連委託分のみ（1,719 市町村のうち、1,707 市町村）のデータである。

(6) 利用児童数

児童発達支援：38,647 人

医療型児童発達支援： 2,696 人

出典：国保連データ速報値（平成24年6月サービス提供分）

※ 児童発達支援は、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所の合計数

※ 児童発達支援及び医療型児童発達支援は、国保連委託分のみ（1,719 市町村のうち、1,707 市町村）のデータである。

4. 重症心身障害児（者）通園事業の法定化

（1）法定化の概要

- 改正児童福祉法の施行により、平成24年4月1日から従来、国庫補助事業で実施してきた「重症心身障害児（者）通園事業」は、「児童発達支援」として法定化した。
- また、重症心身障害児（者）通園事業は、18歳以上の障害者も利用していることから、引き続き支援を提供するため、併せて障害福祉サービス（生活介護）の指定を受け、一体的に支援を提供。
- そのため、法定化に当たっては、円滑な移行を考慮し、小規模な実施形態に配慮するとともに、児者一体的な支援を継続できるよう特例措置を講じた。

（参考）重症心身障害児（者）通園事業

在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園の方法により日常生活動作、運動機能等に係る訓練、指導等必要な療育を行うことにより、運動機能等の低下を防止するとともにその発達を促し、併せて保護者等に家庭における療育技術を習得させ、もって在宅重症心身障害児（者）の福祉の増進に資する。

- ・ 重症心身障害児施設等併設・専用スペース型（A型） → 定員15人
- ・ 既存施設内実施型（B型） → 定員5人を標準

（2）特例措置の内容

- 定員は児・者の合計。
- 職員・設備について兼務・共用を可。
 - ・ 障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても指定を取ることが可能
 - ・ 児童発達支援の最低定員を5人以上と設定。生活介護も5人以上で実施可能

5. 障害児通所支援（放課後等デイサービス）

（1）概要

学校に通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進。

（2）対象者

学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児。

（3）支援の内容

学校に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。（児童福祉法第6条の2第4項）

（4）事業所数

2,683 事業所

出典：国保連データ速報値（平成24年6月サービス提供分）

※ 放課後等デイサービスは、国保連委託分のみ（1,719市町村のうち、1,707市町村）のデータである。

（5）利用児童数

53,860 人

出典：国保連データ速報値（平成24年6月サービス提供分）

※ 放課後等デイサービスは、国保連委託分のみ（1,719市町村のうち、1,707市町村）のデータである。

6. 障害児通所支援（保育所等訪問支援）

（1）概要

保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

（2）対象者

保育所等に通う障害児であって、専門的な支援が必要と認められる障害児。

（3）支援の内容

保育所等に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。（児童福祉法第6条の2第5項）

（4）訪問先の範囲

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を営む施設として市町村が認める施設

（5）事業所数（国保連委託分のみ）

62 事業所

出典：国保連データ速報値（平成24年6月サービス提供分）

※ 国保連委託分は1,719市町村のうち、1,707市町村。

（6）利用児童数（国保連委託分のみ）

249 人

出典：国保連データ速報値（平成24年6月サービス提供分）

※ 国保連委託分は1,719市町村のうち、1,707市町村。

7. 障害児入所支援

(1) 概要

障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行う。医療型障害児入所施設は、このほか治療を行う。

(2) 対象者

身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）であって、障害児入所施設又は指定医療機関に入所させて、保護、日常生活の指導等が必要と認められる障害児。

- ・ 手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象。
- ・ 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能。（ただし、医療型の対象は、知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児）

(3) 支援の内容

障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児に対して行われる保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに障害児入所施設に入所し、又は指定医療機関に入院する障害児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に対し行われる治療をいう。（児童福祉法第7条第2項）

(4) 様々な障害や重複障害等への対応（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）

従来の障害種別の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害以外の障害を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供（医療型障害児入所施設は、このほか医療を提供）。

(5) 18歳以上の障害児施設入所者への対応

① 基本的な考え方

- 障害者自立支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。

・障害児入所施設は、①障害児施設として維持、②障害者支援施設への転換、③障害児施設と障害者施設の併設から施設の方向性を選択する。

② 施行時の特例

- 18歳以上の入所者への支援が円滑に行われるよう、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、指定に当たって以下の特例措置を講じた。

・施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があることから、障害福祉サービスの指定基準を満たさなくても、従来の障害児施設の基準を満たすならば障害福祉サービスの指定を受けることが可能。
・この特例措置は、事業者指定の有効期間（6年間）までとし、各施設は6年間の間に、方向性を踏まえた必要な取組を行う。

③ 旧重症心身障害児施設の対応について

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、障害福祉サービス（療養介護）により対応することとなるが、重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましいことから、重症心身障害児施設からの移行については、特例措置を講じた。

特例的な取扱い

- 「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受け、一体的な事業運営を行い、児者一貫した支援の確保を図る。
- 特例措置として、①定員は児・者の合計、②職員・設備について兼務・共用を可とする。

(6) 施設数

福祉型障害児入所施設：263 施設 (H24.7月2日時点 (厚生労働省調べ))

医療型障害児入所施設：237 施設 (H24.7月2日時点 (厚生労働省調べ))

(参考) 国保連データ

福祉型障害児入所施設：175 施設

医療型障害児入所施設：180 施設

出典：国保連データ速報値 (平成24年6月サービス提供分)

※ 障害児入所支援及び医療型障害児入所支援は、国保連委託分のみ (69 都道府県市のうち、51 都道府県市) のデータである。

(7) 利用児童数

(参考) 国保連データ

福祉型障害児入所施設：1,863 人

医療型障害児入所施設：2,099 人

出典：国保連データ速報値 (平成24年6月サービス提供分)

※ 障害児入所支援及び医療型障害児入所支援は、国保連委託分のみ (69 都道府県市のうち、51 都道府県市) のデータである。

